

議案第14号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成25年11月7日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

専決第1号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年6月27日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例
(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第22号)の一部を次のように改正す
る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1
項を加える。

(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における特例措置)

- 2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における第2条第2項の規
定の適用については、同項中「472,000円」とあるのは、「435,184
円」とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。